平成２１年（フ）第３９７号
岐阜県下呂市金山町渡45番地１
債務者　今井　春道
１　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保田　宏
４　破産債権の届出期間　平成22年５月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月13日午前10時40分
６　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３３２号
宮城県亘理郡山元町山寺字大堤下１番地36
債務者　村山　義夫
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲葉　幸嗣
４　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午前11時35分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３７９号
仙台市太白区秋保町湯元字枇杷原西15番地の５
債務者　小笠原文男
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤由紀子
４　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月13日午前11時40分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４９号
兵庫県姫路市田寺１丁目７番29号
債務者　新免千代美
１　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田正次郎
４　破産債権の届出期間　平成22年５月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月25日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１１号
鳥取県倉吉市福本190番２地
債務者　山根　洋一
１　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐野　泰弘
４　破産債権の届出期間　平成22年５月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月21日午前10時20分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第３２号
北海道室蘭市日の出町２丁目４番20号
債務者　岡田　文春
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田代　耕平
４　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
５　一般調査期間　平成22年５月17日から平成22年５月28日まで
６　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地の２神戸ポートビレジ３号棟807号
債務者　平野こすみ
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濱本　　由
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月20日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２３号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字髭石46番地５
債務者　鳥畑　一郎
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第４０号
岩手県一関市字沢161番地130
債務者　横田　京子
１　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第９３号
山形市大字大森399番地３
債務者　今野　秀雄
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９６号
山形市松町２丁目４番27号
債務者　齋藤　次良
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９０号
函館市鍛治１丁目51番５号
債務者　中村　裕佳
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１１２号
函館市千歳町８番12号
債務者　小林　好子（旧姓及川）
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１１５号
北海道亀田郡七飯町字大沼町322番地３
債務者　小田ナオミ
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１２１号
北海道亀田郡七飯町大川５丁目１番32―101号
債務者　安藤美枝子
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
函館地方裁判所